

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 7 月 30 日

水 曜 日

第 3794 号

## 目 次

### 規 則

○立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例施行規則 1

### 告 示

○保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示 4

○道路の区域変更

○道路の供用開始 5

### 公 告

○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

○落札者等の公示 13

○開発行為の工事完了 16

## 規 則

立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例施行規則を次のように定め、公布する。

平成26年 7 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第52号

立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例（平成26年富山県条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

**第 2 条** 条例第 6 条第 2 項の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(公表の方法)

**第 3 条** 条例第 8 条第 1 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、富山県報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項  
（意見陳述の機会の付与の方式）

**第 4 条** 条例第 8 条第 2 項の規定による意見を述べる機会の付与（第 3 項において「意見陳述の機会の付与」という。）は、知事が口頭であることを認めたときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 意見を述べるときは、証拠書類等を提出することができる。

3 知事は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会の付与を行うときは、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される公表の内容及び根拠となる条例の条項
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

4 知事は、前項の通知を受けた者又はその代理人が正当な理由なく陳述書の提出期限内に陳述書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第 8 条第 1 項の規定による公表をすることができる。

#### 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 別記様式（第 2 条関係）

（用紙の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。）

（表）

	第 号
写真	身分証明書
	所属
	職名
	氏名
<p>上記の者は、立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例第 6 条第 1 項の規定による立入調査をする職員であることを証明する。</p>	
年 月 日	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	富山県知事 印

（裏）

立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例（抜粋）

（報告徴収及び立入調査）

第 6 条 知事は、第 3 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、バス事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、バスに立ち入り、道路運送車両法による自動車検査証その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（自然保護課）

~~~~~  
告 示  
~~~~~**富山県告示第351号**

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条の第3項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を南砺市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

平成26年 7月30日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 保安林の所在場所

南砺市野口字笹尾1の5、1の9、2の8、3、3の4、4の2、4の6、8の3、9の2、10の6、10の7

## 2 所在が不分明である通知の相手方

家本つね、田嶋努

## 3 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から平成26年6月23日付け農林水産省告示第825号により保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったので、平成26年2月10日富山県告示第64号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

## 4 森林法第 189条による掲示

平成26年7月10日から南砺市役所城端庁舎に掲示した。

**富山県告示第352号**

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月30日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年 7 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類<br>及び路線名 | 区 間                                  | 変 更<br>前後別 | 記号 | 敷地の幅員<br>メートル     | 延 長<br>メートル | 縦覧場所         |
|----------------|--------------------------------------|------------|----|-------------------|-------------|--------------|
| 県道<br>坪野小矢部線   | 砺波市権正寺1011番から<br>砺波市権正寺2075番地先ま<br>で | 変更前        |    | 最大 75.3<br>最小 9.8 | 90.7        | 砺波土木<br>センター |
|                |                                      | 変更後        |    | 最大 38.6<br>最小 9.8 | 90.7        |              |

**富山県告示第353号**

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 7 月 30 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年 7 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類<br>及び路線名 | 区 間                              | 供用開始の期日        | 縦覧場所         |
|----------------|----------------------------------|----------------|--------------|
| 県道<br>坪野小矢部線   | 砺波市権正寺1011番から<br>砺波市権正寺2075番地先まで | 平成26年 7 月 30 日 | 砺波土木<br>センター |

~~~~~

**公 告**

~~~~~

**富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施**

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法

施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成26年7月30日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 入札に付する事項

### (1) 調達物品等の名称及び数量

可搬レーザー3Dスキャナー 一式

### (2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

### (3) 納入期限

平成27年1月16日

### (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県出納局総務会計課用度管理係  
電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成26年7月30日から同年9月2日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成26年8月11日 午後1時30分  
イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県出納局総務会計課入札室

- (4) 入札書の提出期限

平成26年9月9日 午後5時15分

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

#### 5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 平成26年9月26日 午後1時30分

- (2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係らない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:  
Portable 3D laser scanner, 1 set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on September 9, 2014
- (3) Contact point for notification:  
General Affairs, Accounting and Property Management Division  
Treasury Bureau  
Toyama Prefectural Government  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8501 Japan  
Telephone: 076-444-3423, 3424

## 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成26年 7 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量  
フェーズドアレイ超音波探傷試験機 一式
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月13日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第 163号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第 163号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4 の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

平成26年7月30日から同年9月2日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成26年8月11日 午後2時30分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成26年9月9日 午後5時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成26年9月26日 午後2時30分

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:  
Phased-array ultrasonic flaw detector, 1 set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on September 9, 2014

## (3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division

Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424

**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 26 年 7 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

富山県立石動高等学校仮設校舎 一式

## 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

## 3 落札者を決定した日

平成 26 年 6 月 12 日

## 4 落札者の氏名及び住所

大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

## 5 落札金額

95,904,000 円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例政令第 6 条の公告を行った日

平成 26 年 4 月 23 日

**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 26 年 7 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
富山県立砺波高等学校仮設校舎 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 26 年 6 月 17 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号
- 5 落札金額  
70,708,644 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日  
平成 26 年 4 月 30 日

**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 26 年 7 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
富山県立富山東高等学校仮設校舎 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年6月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東海リース株式会社 大阪府大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
- 5 落札金額  
82,080,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年5月9日

### 落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成26年7月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
富山きときと空港除雪トラック（10t級、6×6、進行角可変ブラウ付・クレーン付・荷台付） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

- 3 落札者を決定した日  
平成26年7月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富山日野自動車株式会社 富山市高木2034番地
- 5 落札金額  
34,668,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年5月28日

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年7月30日

富山県知事 石 井 隆 一

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  | 公 共 施 設 |     | 開 発 許 可 を 受 け た 者 |             |
|---|---------|-----|-------------------|-------------|
|   | 位置・区域   | 種 類 | 住 所               | 氏 名         |
| 中新川郡立山町銚木 318番1外10筆及び深利田 197番1外2筆（区画1、3）                    |         |     | 中新川郡立山町前沢2440番地   | 立山町         |
| 射水市土合 461番1、462番1及び462番3                                    |         |     | 高岡市間屋町12番地        | 株式会社永田メデイカル |
| 射水市三ヶ1968番2、1969番1の一部、1970番1の一部、1971番1、1971番3の一部及び1972番1の一部 |         |     | 高岡市向野町六丁目26番地1    | 株式会社広和      |